



広報 あ さ ご

朝来

Public Relations *Asago*

平成19年

11月

November 2007 No.32

人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市



今月の主な内容

平成18年度決算報告	2～5
平成19年度上半期(4月～9月)財政状況公表	6
市政フラッシュ	7
まちのわだい	8～9
情報掲示板	10～15
まちづくり出前講座	18

交流の始まりは名刺交換から

10月17日、長崎県壱岐市立箱崎小学校の全5・6年生27人が東河小学校を訪れ交流会が開催されました。

東河地区と壱岐のつながりは、江戸時代、東河の地から農民一揆を率いた小山弥兵衛が、流罪となった壱岐の島で教育や植林などで島の発展に貢献したことが始まりで、両校はこれまでビデオレターや手紙の交換などを行ってきました。

会では、両校の児童がゲームをしながら名刺を交換し自己紹介。最初は緊張した面持ちの児童たちも、ゲームを楽しみながら交流を深めていました。

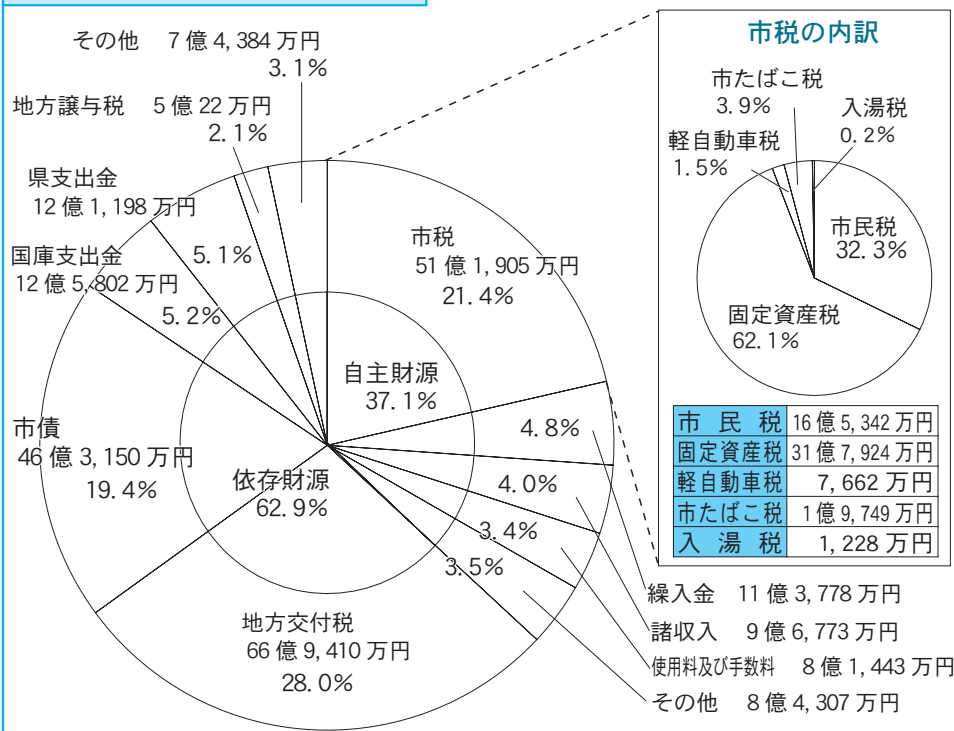


平成18年度決算報告

一般会計

平成18年度の一般会計と特別会計・企業会計の決算がまとまり、9月の市議会定例会で認定されました。
市民の皆さんから納めていただいた市税や国・県からの補助金などがこの1年間どのように使われたのか——その概要を一般会計をお知らせします。

歳入 239億2,172万円



歳入

歳入のうち、市独自で調達できる市税や諸収入、使用料、手数料、分担金などの自主財源は全体の37.1%。一方、地方交付税や国・県からの補助金、市の借金である市債などの依存財源は全体の62.9%を占めました。

自主財源のうち最も多いのは、市税で51億1,905万円(21.4%)。次に多いのが、市の貯金である

一般会計は高齢者や児童の福祉、小・中学校や生涯学習の振興、道路の整備、ごみ処理など市の主な仕事に使われる会計で、市の行政サービスの大部分をまかなっています。

平成18年度の一般会計決算額は歳入(収入)が239億2,172万円、歳出(支出)が235億5,054万円で差引き3億7,018万円の黒字決算となりました。このうち翌年度に繰り越して行う事業の財源8,862万円を差し引いた2億8,256万円が実質的な黒字となりました。

歳出

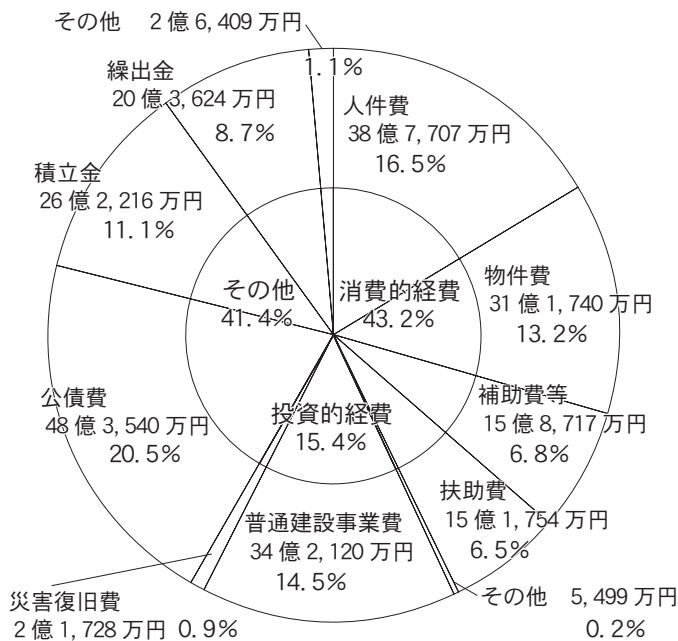
歳出を目的別にみると、市役所やケーブルテレビの運営の経費となる総務費が最も多く52億4,527万円(22.3%)で、特に平成18年度は地域振興を目的とする基金に積立てを行ったため多くなりました。次に多いのが市債の返済に充てた公債費48億3,579万円(20.5%)で平成18

る基金を取り崩して事業や市債の繰上償還(返済)などに充てた繰入金で11億3,738万円(4.8%)でした。

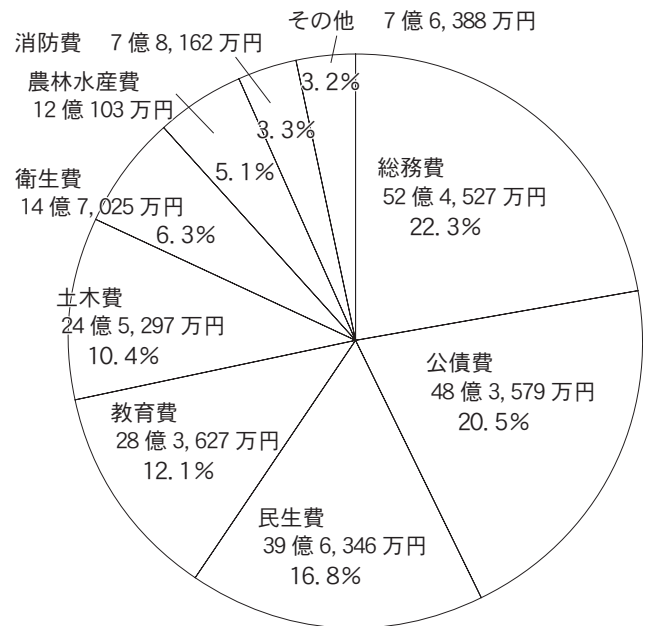
一方、依存財源で最も多いのは、市が一定の水準の行政サービスが行えるよう国が交付する地方交付税66億9,410万円(28.0%)。次に多いのが、市が行った道路や学校など社会資本の整備の財源として発行した市債46億3,150万円(19.4%)で、特に平成18年度は、地域振興を目的とする基金積立ての財源に市債(合併特例債)を発行したため、大きく増えました。

歳 出 235 億 5,054 万円

性質別歳出決算額の構成

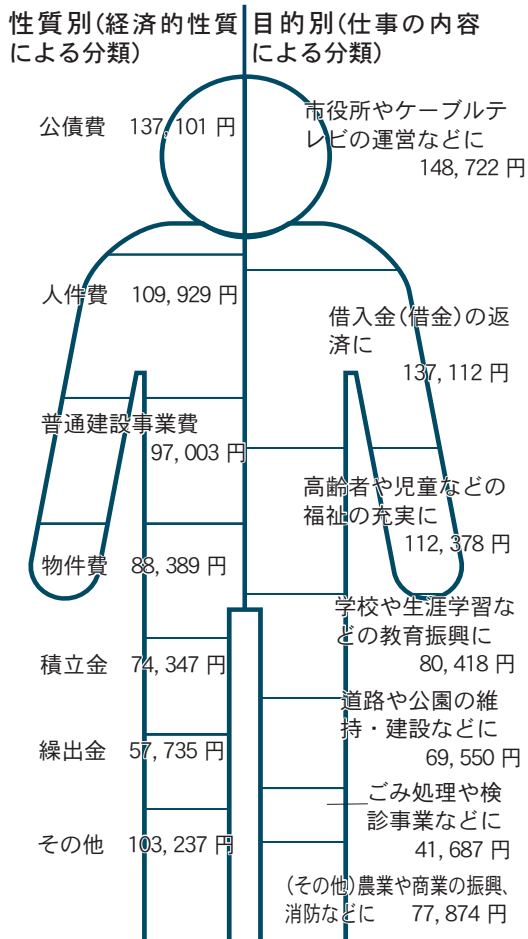


目的別歳出決算額の構成

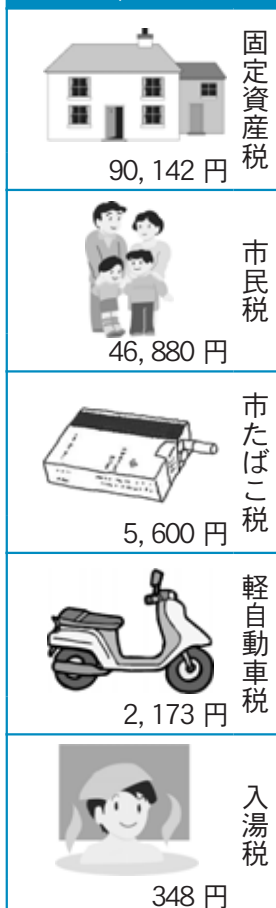


市民一人当たりでは… (平成 19 年 3 月末現在の人口 35,269 人)

使われたお金 667,741 円



納めていただいた市税 145,143 円



年度は、高い利率で借り入れをしている市債の残高を減らすため、繰上償還を実施したことで多くなりました。次いで老人福祉や児童福祉、障害者福祉の充実に充てた民生費 39 億 6,346 万円(16・8%)となりました。

性質別にみると、公債費が最も多く 48 億 3,579 万円(20・5%)で、次いで人件費 38 億 7,707 万円(16・5%)となっており、人件費のほか物件費や補助費等、扶助費などを合わせた消費的経費は 101 億 5,417 万円(43・2%)。道路や学校などの社会資本の整備に充て

た投資的経費は 36 億 3,848 万円(15・4%)でした。

平成 18 年度末の市債の残高は、市債の一部を繰上償還しましたが、地域振興を目的とする基金積立ての財源に市債を発行したため、前年度末より 4 億 5,115 万円増加し、35 億 4,511 万円となりました。また、貯金といえる基金の残高は、地域振興基金の積立てなどから昨年度末より 17 億 5,426 万円増加し、84 億 184 万円となっています。

市債、基金の状況

市債現在高の状況(一般会計)

平成17年度末現在高	350億2,436万円
平成18年度	
市債発行額	46億3,150万円
元金償還額	41億8,035万円
年度末現在高	354億7,551万円
市民一人当たり	1,005,855円

基金年度末現在高の状況(一般会計)

財政調整基金	40億8,039万円
減債基金	4,410万円
その他特定目的基金	42億7,735万円
計	84億184万円
市民一人当たり	238,222円

財政指標等(普通会計)

財政力指数(3か年平均)	0.496
経常収支比率	87.6
実質公債費比率(3か年平均)	18.2
公債費比率	21.6

※平成19年3月末現在の人口 35,269人

会計別内

会計名	歳入決算額	歳出決算額	差引
一般会計	239億2,172万円	235億5,054万円	3億7,118万円
特別会計等	132億4,008万円	134億3,663万円	△1億9,655万円
住宅資金貸付事業	2,859万円	2,833万円	26万円
国民健康保険	31億4,825万円	30億6,900万円	7,925万円
老人保健	41億531万円	41億4,901万円	△4,370万円
簡易水道事業	5,095万円	4,668万円	427万円
と畜場	658万円	592万円	66万円
宅地開発事業	7,097万円	5,946万円	1,151万円
休日診療所	1,118万円	1,118万円	0円
下水道事業	16億5,111万円	16億3,325万円	1,786万円
訪問看護事業	5,820万円	3,784万円	2,036万円
農林業体験実習館等運営事業	5,958万円	5,958万円	0円
介護保険	27億4,780万円	26億4,449万円	1億331万円
農業共済事業	1億559万円	1億269万円	290万円
財産区	4,225万円	4,080万円	145万円
(企)水道事業会計(収益的収支)	7億9,631万円	7億6,757万円	2,874万円
(企)水道事業会計(資本的収支)	3億4,819万円	7億7,142万円	△4億2,323万円
(企)工業用水道事業会計(収益的収支)	407万円	426万円	△19万円
(企)工業用水道事業会計(資本的収支)	515万円	515万円	0万円
合 計	371億6,180万円	369億8,717万円	1億7,463万円

※(企)…企業会計

特別会計は、一般会計とは切り離して独立した予算で行う会計で、市では国民健康保険、老人保健、下水道事業、介護保険など13の特別会計を設置しています。一方、企業会計は、地方公営企業法の適用を受けるもので、特定の事業についての収入で支出をまかなう独立採算性をもってあり、水道事業、工業用水道事業

がこれにあたります。平成18年度の特別会計と企業会計をあわせた決算総額は歳入(収入)132億4,008万円、歳出(支出)134億3,663万円となり、決算収支では老人保健特別会計、水道事業の資本的収支、工業用水道事業の収益的収支を除いて黒字若しくは歳入と歳出が同額となりました。

財政用語の解説

◆財政力指数：市税などの自治体の標準的な収入で合理的に行政を行った場合、どこまで必要経費をまかなえるかを計るもので、1に近いか1を超える自治体ほど財政にゆとりがあります。

◆経常収支比率：人件費(職員の給与や議員の報酬など)や扶助費(福祉の給付)、公債費(借金の返済)などのように簡単に減らせない経費に対する、市税や普通交付税などの経常一般財源に占める割合のことで、財源に余裕があるかないかといった弾力性を計る指標に使われます。この比率が80%以下なら健全財政といえます。

◆実質公債費比率：毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な借金の返済にあてた財政負担の割合を判断する指標のことで、この割合が18%を超えると地方債の発行について県の許可が必要となり、25%を超えると地方債の借入れが制限されることになります。

◆公債費比率：市税、普通交付税などの一般財源に占める借金返済額の割合で、この比率が小さいほど財政に余裕があることとなります。10%以下が望ましいとされています。

◆消費的経費：経費支出効果が当該支出年度又は極めて短期間で終わるもので、人件費や消耗品費のように、後年度に形を残さない性質の経費をいいます。

◆投資的経費：経費支出効果が資本形成として長期間に渡りサービスを提供できるもので、施設の建設や道路整備のように、将来に形を残す性質の経費をいいます。

平成 18 年度朝来市主要事業

健康福祉のまちづくり

(1) 地域福祉の推進	
①コミュニティバス導入検討事業	620 万円
②コミュニティバス運行事業	2,641 万円
③高齢者優待乗車券助成事業	1,006 万円
(2) 保健・医療の充実	
①福祉医療助成事業	2 億 1,432 万円
②老人保健事業（健康教育、まちぐるみ検診等）	3,180 万円
③予防接種事業	3,270 万円
(3) 高齢者福祉の充実	
①介護予防・地域支え合い事業	1,184 万円
②老人クラブ助成事業	1,562 万円
③敬老祝福事業	185 万円
(4) 児童福祉・子育て支援事業	
①すくすく子育て支援事業	1,205 万円
②学童クラブ運営事業	3,312 万円
③子育て学習センター運営事業	821 万円
(5) 障害者福祉の充実	
①支援費制度の推進	1 億 3,782 万円
②知的障害者小規模通所授産施設運営事業	2,000 万円
③知的障害者小規模作業所運営事業	1,302 万円

安全・快適環境のまちづくり

(1) 公園・広場・水辺の整備	
①公園管理事業（駅前公園など）	4,257 万円
(2) ふるさと景観の形成と環境保全活動の推進	
①和田山駅前街なみ環境整備事業	1,565 万円
②口銀谷地区街なみ環境整備事業	2,376 万円
③竹田地区街なみ環境整備事業	2,804 万円
④ISO推進事業	2,226 万円
(3) 環境衛生とリサイクル対策の充実	
①太陽光発電システム設置費補助事業	154 万円
②生ごみ処理機購入費補助事業	294 万円
(4) 中心市街地の形成	
①和田山駅前地区整備事業	4,537 万円
②和田山駅南土地地区画整理事業	1 億 5,138 万円
③まちづくり交付金事業（口銀谷地区）	1 億 3,858 万円
(5) 鉄道・道路網等の整備	
①道路・橋梁新設改良事業	1 億 1,622 万円
②北近畿豊岡自動車道開通イベント事業	335 万円
③無人駅対策事業	1,621 万円
(6) 住宅対策の充実	
①定住促進対策事業	1,145 万円
(7) 情報通信基盤の整備	
①地域情報対策事業	1,427 万円
②ケーブルテレビ運営等事業	3 億 1,295 万円
(8) 防災・消防・救急対策の充実	
①高機能消防指令センター整備事業	1 億 4,535 万円
②防災計画策定事業	634 万円
③洪水ハザードマップ作成事業	1,916 万円
(9) 交通安全の推進	
①路線バス確保対策事業	2,730 万円
②交通安全施設整備事業	900 万円

分権型社会に対応した自治体経営

(1) 行政運営の改革と情報公開の推進	
①行財政改革等推進事業	134 万円
②総合計画策定事業	786 万円
③分権型社会システム研究事業	433 万円

活力ある産業のまちづくり

(1) 農業の振興	
①特産物振興事業	1,071 万円
②中山間地域総合整備事業（一般型）	3 億 3,626 万円
③ふるさと農道整備事業	4,569 万円
④地域農業再生事業	426 万円
(2) 林業の振興	
①ふるさと林道整備事業	8,250 万円
②風倒木処理対策事業	1 億 8,682 万円
③森林整備地域活動支援事業	3,007 万円
(3) 商業の振興	
①商工会運営支援事業	3,274 万円
(4) 工業の振興	
①中小企業融資事業	2 億円
(5) 観光・交流の振興	
①観光振興対策事業	992 万円
②観光行事協賛事業	766 万円
③口銀谷地区まちづくり推進事業	424 万円

人権尊重・市民主役のまちづくり

(1) 市民のまちづくり意識の高揚	
①朝来市一体化事業	417 万円
（市民活動支援、環境対策、花いっぱいまちづくり、みんなでギネスに挑戦、朝来市再発見ツアー、市民体操作成）	
(2) コミュニティ活動体制の充実・住民自治の推進	
①地域創造事業	38 万円
②まちづくり工房并筒屋管理運営事業	355 万円
(3) 人権・同和意識の高揚	
①人権啓発事業	318 万円
②会館運営事業	2,318 万円
(4) 男女共同参画社会の確立	
①男女共同参画推進事業	110 万円

教育・文化創造事業

(1) 生涯学習体制の確立と活動の推進	
①公民館教室・講座開設事業	1,540 万円
(2) 学校教育・高等教育の充実	
①英語教育の充実	3,359 万円
②いきいき学校応援事業	193 万円
③オンラインワンスクール事業	278 万円
(3) 文化・芸術活動の充実	
①少年少女オーケストラ育成事業	393 万円
②図書館運営事業	5,507 万円
③美術館運営事業	6,210 万円
④文化会館運営事業	1 億 8,015 万円
(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実	
①温水プール（エスポワ・くじら）運営事業	1 億 2,955 万円
②国体推進事業	3,882 万円
③生涯スポーツ推進事業	734 万円
(5) 歴史・産業遺産や文化財の保存・保護・継承	
①産業遺産保存整備事業	452 万円
②埋蔵文化財発掘調査事業	2,174 万円
③茶すり山古墳保存整備事業	1 億 2 万円
(6) 国際交流・地域間交流活動の推進	
①国際交流事業	968 万円

平成 19 年度上半期(4 月～9 月)財政状況公表

平成 19 年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの市の財政状況をお知らせします。

1 歳入歳出の予算の執行状況

▶一般会計（歳入）

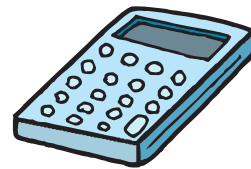
（単位：円）

款	予算額	収入済額	収入割合
市 税	5,033,431,000	2,601,353,800	51.7%
地 方 譲 与 税	238,400,000	72,529,000	30.4%
利子割交付金	15,300,000	7,513,000	49.1%
配当割交付金	12,000,000	12,333,000	102.8%
株式等譲渡所得割交付金	12,100,000	0	0.0%
地方消費税交付金	384,100,000	204,102,000	53.1%
ゴルフ場利用税交付金	15,800,000	8,017,170	50.7%
自動車取得税交付金	184,100,000	41,028,000	22.3%
地方特例交付金	40,500,000	28,100,000	69.4%
地 方 交 付 税	6,100,000,000	3,959,304,000	64.9%
交通安全対策特別交付金	9,000,000	5,011,000	55.7%
分担金及び負担金	362,084,000	85,670,880	23.7%
使用料及び手数料	795,047,000	440,270,863	55.4%
国 庫 支 出 金	1,017,335,000	191,424,572	18.8%
県 支 出 金	1,236,932,000	134,360,969	10.9%
財 産 収 入	244,898,000	155,865,430	63.6%
寄 附 金	12,003,000	3,200,000	26.7%
繰 入 金	925,136,000	0	0.0%
繰 越 金	113,399,000	132,561,732	116.9%
諸 収 入	869,535,000	259,015,291	29.8%
市 債	2,299,400,000	0	0.0%
歳 入 合 計	19,920,500,000	8,341,660,707	41.9%

▶一般会計（歳出）

（単位：円）

款	予算額	支出済額	支出割合
議 会 費	205,973,000	109,202,445	53.0%
総 務 費	2,962,054,000	1,223,789,255	41.3%
民 生 費	4,438,234,000	1,235,881,578	27.8%
衛 生 費	1,652,350,000	791,446,541	47.9%
労 働 費	30,161,000	30,157,000	100.0%
農林水産業費	1,056,297,000	205,302,146	19.4%
商 工 費	346,971,000	226,902,427	65.4%
土 木 費	2,118,876,000	342,162,856	16.1%
消 防 費	626,302,000	287,162,275	45.9%
教 育 費	2,639,617,000	1,071,195,968	40.6%
災 害 復 旧 費	1,000	0	0.0%
公 債 費	3,809,223,000	1,882,935,079	49.4%
諸 支 出 金	1,000	0	0.0%
予 備 費	34,440,000	0	0.0%
歳 出 合 計	19,920,500,000	7,406,137,570	37.2%



▶特別会計・公営企業会計

（単位：円）

会 計 名	歳 入 予 算 額	収 入 済 額	収入割合	歳 出 予 算 額	支 出 済 額	支出割合	
住宅資金貸付事業	18,400,000	7,237,146	39.3%	18,400,000	10,365,224	56.3%	
国民健康保険	3,309,600,000	1,216,574,112	36.8%	3,309,600,000	1,654,698,176	50.0%	
老人保健	4,200,648,000	1,699,258,646	40.5%	4,200,648,000	2,004,394,372	47.7%	
簡易水道事業	36,100,000	9,009,095	25.0%	36,100,000	13,882,971	38.5%	
と 畜 場	3,600,000	661,693	18.4%	3,600,000	1,753,470	48.7%	
宅 地 開 発 事 業	75,300,000	35,119,941	46.6%	75,300,000	6,915,552	9.2%	
休 日 診 療 所	11,800,000	0	0.0%	11,800,000	5,249,820	44.5%	
下 水 道 事 業	1,544,500,000	251,275,020	16.3%	1,544,500,000	701,404,417	45.4%	
訪 問 看 護 事 業	51,600,000	32,561,559	63.1%	51,600,000	5,783,618	11.2%	
介 護 保 險	2,989,356,000	1,197,120,519	40.0%	2,989,356,000	1,178,020,727	39.4%	
財 産 区	12,600,000	1,548,251	12.3%	12,600,000	3,683,654	29.2%	
水 道 事 業	収益的	799,041,000	362,573,585	45.4%	774,690,000	159,900,161	20.6%
	資本的	385,919,000	0	0.0%	614,167,000	139,373,464	22.7%
工業用水道事業	収益的	4,046,000	2,115,076	52.3%	5,059,000	549,628	10.9%
農業共済事業	収益的	110,652,000	24,485,155	22.1%	110,652,000	35,356,242	32.0%

2 基金の状況

（単位：円）

会計区分	基金名	9 月末残高
一 般	財 政 調 整 基 金	4,230,461,210
	減 債 基 金	44,129,916
	そ の 他 特 定 目 的 基 金	4,310,541,594
	土 地 開 発 基 金	543,255,495
国 保	財 政 調 整 基 金	571,566,165
下 水	下 水 道 減 債 基 金	524,593,421
	農業集落排水施設維持基金	110,634,793
	下水道施設維持基金	151,444,269
介 護	介護保険給付費準備基金	102,939,278
財産区	生 野 財 産 区 基 金	133,239,867
合 計		10,722,806,008

3 地方債の状況

（単位：円）

会 計 名		9 月末残高
一 般 会 計		33,937,514,023
特 別 会 計	住 宅 資 金 貸 付 事 業	49,424,105
	簡 易 水 道 事 業	313,714,039
	宅 地 開 発 事 業	75,985,476
	下 水 道 事 業	11,932,824,745
水 道 事 業 会 計		4,845,717,503
合 計		51,155,179,891

4 一時借入金の状況（平成 19 年 9 月 30 日現在）

平成 19 年度の一時借入金限度額は、一般会計 30 億円、国民健康保険 2 億円、水道事業 1 億円となっていますが、各会計とも借入実績はありません。

■問い合わせ 市役所財務課

☎ 672 - 6117

女性100人委員会提言発表会

女性100人委員会は9月22日、生野メインホールで提言発表会を行いました。女性グループの活動拠点となる「あさごレディネット」(仮称)の設置や、ケーブルテレビを利用した地元商店のPRなどを提案。女性の視点や感性を生かした意見が数多く発表されました。

同委員会は市政に女性の声を生かそうと平成17年12月に市が設置。子育てと教育や健康と福祉などの分科会ごとに課題と対策の検討案を進めてきました。



月1回の会議のほか、委員が自分たちで先進地・施設の視察研修、アンケートの実施、自主活動などを実施し、自分たちで考えた提言を発表しました。

男女共同参画プランを提言

朝来市男女共同参画プラン策定委員会(勝木洋子会長)は16日、「市男女共同参画プラン」を井上市長に提言しました。プランは、「男女が対等で安心して暮らせるまちをめざそう」を基本に、「市の審議会や委員会での女性の意見が反映されるよう、女性委員の割合を3割にする」「女性の負担を軽くするよう、子育てや介護を地域ぐるみで助ける」などの内容。市はこの提案をもとに11月にプランの最終案を確定するとしています。



男女共同参画プランを提出する勝木会長(右)

消防ポンプ自動車2台を更新

市は10月14日、市防災センター駐車場で、消防団への消防ポンプ自動車受渡式を行いました。

最新鋭消防ポンプ自動車を受け渡されたのは、山東支団第4分団と朝来支団第3分団。両分団のポンプ自動車はそれぞれ、21年と22年という長期利用による老朽化が激しく、今回の車両更新となったものです。

式では、井上市長が「この新しいポンプ自動車を地域住民の安全・安心のために存分に活用してください」と話しました。



式終了後、団員は操作方法を細かく確認しました。

朝来市戦没者追悼式

市は10月3日、和田山ジュピターホールで「朝来市戦没者追悼式」を挙行了しました。遺族ら約400人が参加し、日清戦争から第2次世界大戦までの間、遠く異国の地に散った1千8百85柱の冥福を祈りました。

遺族らの献花に続いて、戦地に召集された若者が両親に宛てた手紙が読み上げられると会場からはすすり泣く声も聞かれました。市遺族会の藤本義男会長は、「戦争を知らない世代に、戦争の悲惨さを語り継ぐのが私

ちの役目」と恒久平和と非戦の誓いを新たにしました。



戦没者に献花を捧げる追悼式参加者

まちのイベントや地域のお届けします

ま ち の わ だ い

花や緑をまちづくりに生かそう



きれいに咲く花を想像しながらヒメハナ公園に四季折々の花を植栽。花の咲く頃が楽しみ。

思い出いっぱい校舎で同窓会開催

黒川地域活性化協議会と黒川区は10月21日、旧黒川小中学校（現日本ハンザキ研究所）で「黒川アンコウミュージアム同窓会」を開催。同校の卒業生や地域出身者ら約70人が集まり、懐かしい面々との再会や思い出を語り合い、楽しいひと時を過ごしました。

京都府宮津市から参加の若生定代さんは「この学校に来たのは久しぶりで、学校に通っていた頃がとても懐かしいです。またこうやってみんなで集まって



卒業写真を見て当時を懐かしむ参加者

交流会ができたらいいですね。」と笑顔で話していました。

県立淡路景観園芸学校の生涯学習講座「まちづくりガーデナー体験コース」が9月26日から28日の3日間、ヒメハナ公園で開催され、約34人が参加しました。この体験コースは「花や緑を生かして人と自然が共生する地域・まちをみずから作り上げていく地域の人材を育成していくこと」がねらい。実際にヒメハナ公園に緑地をつくることを目標に現地調査や計画・設計し、最終日にはたくさんの花が楽しめる立派な緑地を完成させた参加者は、一連の緑地づくりの作業を楽しみながら学んでいました。

カメラ



スポーツ

秋祭り

華やかにまちを彩る



10月上旬から中旬にかけて、市内各地で秋祭りや秋の行事が行われ、あちらこちらで威勢のいい笛や太鼓の音色が響いていました。また、各地区で子どもみこしの巡行や運動会が開催され、にぎやかな秋の一日となりました。



元津

円山



上岩津

合同練り合わせ
(10月6日)立野・新井屋台練り合わせ
(10月7日)

石部神社「宮神楽」(10月16日)



栗鹿神社例大祭「サアゴザレ」(10月17日)



和田山秋祭り (10月7日)

「但馬・食文化まつり2007」が10月28日と29日の両日、和田山中央公園でが開催されました。

会場では、但馬の各市町や交流のある長崎県杵岐市の特産品の販売のほか、たくさんの方の屋台が並び、多くの人が買い物をしたり、但馬各地の名産に舌鼓をうつ姿が見られました。また、ステージでは多彩なイベントが行われましたが、中でも人気を集めたのは、出石そば20皿を食べるスピードを競う「皿そば早

但馬の「まいもん」が大集合



目指すは20皿完食一番乗り、味は二の次！！

食い大会。出場者は声援をバックに流し込むようにかきこんでいました。



完成をパレードで祝福（「駅南線」の概要は13ページに掲載）

「駅南線」完成を祝う

JR和田山駅南を通る都市計画道路「駅南線」の完成記念式典が10月6日開催され、関係者ら約400人が出席し、テープカットや和田山中吹奏楽部の演奏を先導にしたパレードで完成を祝いました。式典では、東谷区の豊田巖区長が「この道路が、地域の発展につながり、交通や産業の拠点となることを期待しています」とあいさつしました。

また、地元東谷区と駅前区はこれを期に地域の活性化を図るための町おこしイベントも開催。虎臥陣太鼓の演奏やさんさん会・和一の踊りなどが道路の完成に花を添えていました。



諏訪神社「川渡御」(10月7日)



生野秋祭り(10月14日)



一宮神社「羽瀨獅子舞」(10月7日)



竹田秋祭り(10月7日)



八幡神社「子ども奉納相撲」(10月17日)

情報掲示板

お知らせ

市民一体化活動支援事業

市では市民参加の交流事業や団体の統合促進のお手伝いをします。

▽対象事業 市民参加の交流事業で市民が自主的、主体的に実施する事業

▽補助内容 補助対象経費の80%以内で上限は30万円

▽申し込み・問い合わせ先
市教育委員会社会教育課
☎ 677-2116

2008年竹田城跡カレン
ダー好評販売中

和田山町観光協会では、市を代表する名跡「竹田城跡」のカレンダーを作製しました。和田山写真クラブの協力を得て、四季折々の竹田城跡の姿を紹介しています。

▽価格 1部500円

▽サイズ A2版7枚つづり

▽販売場所

・市役所商工観光課（市役所南庁舎2階）

市役所南庁舎2階

・市観光案内センター

・道の駅フレッシュあさご

・道の駅但馬のまほろばなど

▽申し込み・問い合わせ先

和田山町観光協会事務局

（市役所商工観光課内）

☎ 672-4003

住民基本台帳の一部の写しの
閲覧状況の揭示

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表します。

▽揭示場所 本庁市民課、各支所市民課

▽揭示期間 11月9日（金）～11月30日（金）

▽揭示内容 平成18年11月1日～平成19年10月31日の間に閲覧した者の氏名・利用目的など

▽問い合わせ先 市役所市民課
☎ 672-6120

無料法律相談

近畿弁護士会連合会法律相談センター委員会主催の無料法律相談会を開催します。日ごろ、疑問に思っ

ていること、お悩みになっていることなど、どんなささいなことでも結構です。お気軽に相談ください。

▽日時 11月21日（水）13時～16時

▽場所 市役所朝来庁舎3階会議室

▽受付方法 相談日の2日前（11月19日）までに電話等での予約が必要です。

（先着6人）
▽相談時間 1回30分

▽予約・問い合わせ先 市役所生活環境課
☎ 672-6121

平成20年成人式

平成20年の成人式を次のとおり開催します。

開催時間を例年の午前から午後へ変更していますので、ご注意ください。

また、市内中学校を卒業した人で、市外へ転出された人は、11月下旬までに事務局にお申し込みください。

▽日時 平成20年1月13日（日）13時

▽場所 和田山ジュピターホール

▽対象者 昭和62年4月2日から昭和63年4月1日

生まれの人
▽問い合わせ先（事務局）

市役所人権推進共同参画課
☎ 677-6122

世界エイズデー

毎年12月1日は世界エイズデーです。この機会にエイズについて考えてみましょう。

健康福祉事務所（保健所）では、エイズについての相談や抗体検査を下記のとおり実施しています。

実施日 毎月第1、3月曜日

受付時間 10時～11時

予約 検査・相談は予約制です。事前に電話などで予約ください。予約受付時間は平日の9時から17時30分です。

検査結果 約1時間後にお知らせします。ただし、「要確認検査」となった場合、後日、結果をお知らせします。

その他 検査は無料・匿名で受けることができます。

■問い合わせ 和田山健康福祉事務所健康増進課
☎ 672-6870

国保のひろば

第18回

《国民健康保険被保険者証が1人に一枚のカードになります》

保険証（国民健康保険被保険者証）は、現在、一世帯に一枚交付されていますが、次の一斉更新（12月1日）では、被保険者の皆さんに便利のように一人に一枚のカード様式の保険証が交付されます。

【保険証は正しく使いましょう】

貸し借りは禁止	他人との貸し借りは厳禁
月に一度は提示を	顔見知りのお医者さんでも月に一度、必ず保険証の提示を
期限切れに注意	期限が切れたものは使えません。更新手続きを！
紛失に注意	カード様式の保険証は小さいので、紛失しないよう注意！

※新しい保険証は、11月下旬に世帯ごとに配達記録郵便でお届けします。

■問い合わせ 市役所市民課 ☎ 672-6120

加入されましたか？

フェニックス共済

自然災害への備えに プラスワン！

兵庫県住宅再建共済制度



阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合いの大切さ」を生かした兵庫県のフェニックス共済。次なる自然災害への自らの備えとなるだけでなく、被災した方の住宅再建を支援することになります。ぜひご加入ください。

兵庫県知事 井戸 敏三



※すでに加入されている方は、自動継続となります。
改めて申し込む必要はありません。

POINT

① 小さな負担で大きな安心

- ・年 5,000 円の負担で、半壊以上の被害を受けた住宅の再建等に最高 600 万円の支援
- ・火災保険の付帯も不要。住宅の規模・老朽度に関係なく、定額の負担で、定額の給付
- ・翌年度以降の継続分の負担金を 3 年以上一括してお支払いの場合には、1,000 円～ 5,000 円を割引

POINT

② 地震保険等との併用可能

- ・地震保険や他の保険・共済制度との併用可能
- ・給付金についても、他の地震保険・共済等とは別にお支払します

POINT

④ すべての自然災害に対応

- ・地震だけでなく、津波、風水害、地すべり・落石、雪崩、落雷など、すべての自然災害による、半壊以上の被害に対応
- ・地震などの自然災害で発生した火災も対象

POINT

⑥ 県内にマンション、戸建住宅等を所有する方が対象

- ・兵庫県内に住宅（戸建、マンション、賃貸住宅、社宅等）を所有されている方なら、どなたでも加入できます。

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600 万円
補修給付金	全壊で補修	200 万円
	大規模半壊で補修	100 万円
	半壊で補修	50 万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせず賃貸住宅に入居した場合等	10 万円

- 1 兵庫県以外で再建・購入した場合は、1/2 の額となります。
- 2 賃貸住宅等については、所有者が加入できますが、別途制約があります。

POINT

③ 兵庫県が実施する信頼の制度

- ・兵庫県が、条例に基づき実施する全国初の制度（（財）兵庫県住宅再建共済基金に運営を委託）

POINT

⑤ 加入手続きが簡単・便利

- ・加入申込書を郵便局に提出または郵送するだけ
- ・お支払いは、銀行・郵便局の口座振替、または、クレジットカード支払いのいずれかを選択
- ・インターネットでもお申し込みいただけます。
- ・加入申込書設置場所：県・市町、郵便局、JA など



<お問い合わせ先> 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号（兵庫県庁内）

〔加入相談〕（財）兵庫県住宅再建共済基金 ☎ 078-362-9400（専用電話 平日 9:00～17:00）

〔制度全般〕 兵庫県復興支援課 ☎ 078-362-4339（直通） 但馬県民局企画調整部防災課 ☎ 0796-26-3618（直通）

ホームページ <http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

<申込書の提出先> 送信用封筒のページを切り取って封筒を作成し郵送していただくか、市役所に提出してください。

市役所社会福祉課 ☎ 672-6123 生野支所市民課 ☎ 679-5801

山東支所市民課 ☎ 676-2080 朝来支所市民課 ☎ 677-2110

兵庫県住宅再建共済制度 約 款

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」といいます。）について、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第4条第1項に規定する共済制度に加入する者と、兵庫県から共済制度の運営を委託された財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」といいます。）との間で締結される共済契約について定めるものです。

第1章 共済制度への加入

加入資格

第1条 共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者（個人又は法人を問いません。）です。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができません。

- 地方住宅供給公社（昭和40年法律第124号）の規定により設立された地方住宅供給公社
- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 前3号に掲げるもののほか、共済基金が別に定める公共的団体

加入の手続き

第2条 新たな共済制度への加入（以下「新規加入」といいます。）の申込みは、加入申込書（兼自動口座振替依頼書・自動払込利用申込書（以下「加入申込書」といいます。））に必要事項を記載のうえ、加入申込書を共済基金に提出して行ふものとします。この場合、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。

第3条 共済契約は、共済期間が満了する日（以下「満了日」といいます。）の翌日より継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間についての加入（以下「継続加入」といいます。）の申込みがあったものと、自動的に更新するものとします。

第4条 共済制度に3月に新規加入する場合には、新規加入と引き続き共済期間についての継続加入について、併せて申込みがあったものとします。

第5条 共済負担金は、加入者が指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）を通じて、自動口座振替（郵便局であっては、自動払込、以下同じ。）により払い込むものとします。

第6条 共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日が自動口座振替日となります。

- 新規加入 加入日の属する月の翌月の27日
- 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第3項の規定による継続加入については、加入の申込みをした日の翌月の27日

第7条 自動口座振替日に自動口座振替による払込みがなれなかったときは、自動口座振替日の翌月の27日（この日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日）に再度、自動口座振替により払い込むものとします。

第8条 共済基金が別に定める方法により加入の申込みを行い、及び共済負担金を払い込むことができるものとします。

共済負担金

第9条 共済負担金は、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額5,000円（加入日の属する月からその年度の3月までの月数乗じて得た額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円とします。））
- 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、あらかじめ、次の表の左欄に掲げる連続する共済期間（1年に満たない共済期間を除く。）数分を一括して払い込むことができます。この場合において払い込む共済負担金の額は、条例第6条第3項第1号の規定により減額することとし、同欄に掲げる共済期間数に応じた共済負担金の額から、それぞれ同数の右欄に掲げる割引額を減じて得た額とします。

共済期間数	割引額
3	1,000円
5	2,000円
10	5,000円

共済期間

第10条 共済期間は、次のとおりとします。

- 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
- 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

加入単位及び加入の対象となる住宅

第11条 共済制度は、1戸の住宅について1人の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

第12条 共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。

第13条 前項の住宅は、一つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があり、一つの世帯が独立して生活を営むことができない場合は、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているかを十分に判断することとします。

- 一つ以上の居室
- 専用（社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じ。）の炊事用流し（台所）
- 専用のトイレ
- 専用の出入口

第2章 共済給付金

共済給付金の給付

第14条 加入に係る住宅（以下「対象住宅」といいます。）が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、請求に基づき、それぞれ、同表の右欄に掲げる額の共済給付金を給付します。

第15条 共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に前項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の共済給付金を給付するものとします。

区 分	給付額
(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入した場合（建築又は購入する住宅が兵庫県の区域外に所在する場合）	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

第16条 共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に前項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じて同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の共済給付金を給付するものとします。

第17条 加入者が自らの居住の用に供していない住宅（以下「賃貸住宅等」といいます。）である対象住宅が第1項に規定する自然現象による災害（以下「自然災害」といいます。）により被害を受けた場合における同項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。

第18条 前項の全壊、大規模半壊又は半壊とは、政府の定める災害の被害認定基準（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）により、当該自然災害に關して市町においてなされる認定に基づくものとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区 分	被害の程度
全 壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住宅の損壊が甚しく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的に、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のもの
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的に、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が40%以上50%未満のもの
半 壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住宅の損壊が甚しく、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的に、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上40%未満のもの

共済給付金の請求期間

第19条 共済給付金の請求は、自然災害が発生した日から5年以内に行なわなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期間内に請求することができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限の経過後の請求が認められる場合とします。

第20条 共済給付金は、原則として、前条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、請求することができるものとします。

第21条 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事をを行うことを証する書類がある場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行つた時に請求し、共済給付金の一部の給付を受けることができます。

第22条 前項の場合に給付を受けることができるのは、共済給付金の2分の1の額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされなかった場合には、その給付額の全額を返還していただきます。

共済給付金の請求手続

第23条 共済給付金の請求は、共済基金に、次に掲げる書類を提出して行ふものとします。

- 共済給付金請求書
- 対象住宅の所有権を証する書類（対象住宅の登記事項証明書等）
- 対象住宅について市町が発行した災害証明書の写し
- 第6条第1項の表の1から4までのいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類（登記事項証明書、検査済証、領収書等の写し）
- 前条第3項による請求を行う場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事をを行うことを証する書類の写し
- その他共済基金が必要と認める書類

第3章 共済契約の解除等

共済契約の解除

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。

- 第2条第6項の自動口座振替による共済負担金の払込みがなされなかったとき
- 加入者が、故意又は重大な過失により、虚偽の内容による加入の申込み、共済給付金の請求又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき
- 前項各号のいずれかに該当したとき共済契約を解除した場合は、共済給付金は給付せず、既に共済給付金を給付していたときは、その給付金の全額を返還していただきます。
- 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。
- 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

共済契約の消滅

第25条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅するものとします。

- 自然災害以外の原因により対象住宅が滅失し、又は第5条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき
- 共済制度に加入した者が対象住宅の所有者でなくなったとき
- 第12条の規定により、加入者の地位が承継される場合は、共済基金は、消滅しないものとします。
- 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金に届け出なければならないものとします。
- 共済契約が消滅した場合、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。

共済契約の無効

第26条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効となります。

- 第1条に規定する共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みし、共済負担金を払い込んだとき
- 第5条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき
- 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、払い込まれた共済負担金を返還するものとします。ただし、返還する共済負担金の額は、2共済期間分を限度とします。

加入者の地位の承継

第27条 加入者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人は、加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならないものとします。

第28条 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲渡者が、その対象住宅の譲渡者の同意を得たことを証する書面を、共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

共済契約の解約

第29条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。

- 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。
- 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた共済負担金は返還しません。

第4章 その他

返還又は担保の禁止

第30条 加入者は、共済給付金の給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することができません。

共済基金への届出が必要となる場合

第31条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金にその旨を書面により届け出なければならないものとします。この届出がない場合は、共済給付金の給付を受けられないことがあります。

- 自然災害により対象住宅が滅失したとき
- 加入者の氏名又は住所に変更があったとき
- 自動口座振替に係る口座を変更したとき
- その他加入申込書の記載事項に変更があったとき

通知の方法

第32条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項については、加入申込書に記載されている住所に通知します。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなかったとしても、共済基金が責を負うことはないものとします。この場合には、共済基金が通知を発送した日をもち効力が発生したものとします。

不服の申立て

第33条 共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある者は、共済基金の決定があったことを知った日から60日以内に、書面で、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。

第34条 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人に通知します。なお、決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

この約款の解釈の基準

第35条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

附 則

（施行期日）

この約款は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第3条第2号に但し書きを加える改正規定は、同年10月1日から施行します。

この約款は、加入証書と一緒に大切に保管してください。

ご契約者の皆様へ

個人情報の取扱に関する事項

（利用目的）

加入者から収集した個人情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実に利用させていただきます。

個人情報の取扱に関する詳細情報は、（財）兵庫県住宅再建共済基金のホームページまたは広報物をご覧ください。

（財）兵庫県住宅再建共済基金のホームページ
http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phenixkyosai.html

上記の約款をご理解のうえ、次の注意事項をよく読んで、ご記入ください。

- 加入者は、**住宅所有者ご本人**のお名前をご記入ください。（法人の場合は法人名）**加入者の押印もお忘れな。**
- 現住所は、登記などの地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。（郵便番号もお忘れなく）※現住所と住宅の所在地が同じ場合は、所在地の記入は不要です。所在地欄は現住所以外の賃貸住宅名を所有している場合に記入してください。
- 住宅の用途は、自ら居住している場合は「1」に、他に貸している賃貸住宅の場合は「2」に、所有する賃貸住宅の1室に自らも居住している場合は「3」に○をつけ、それぞれ加入する戸数をご記入ください。
- 住宅の形態で、例えば、2戸1住宅などの連続した建物は長屋建てで分類されますので、「2」の集合住宅に○をつけてください。
- 共有名義人は、例えば、夫婦で共有している場合は、「1」に○をつけてください。

- 共済負担金の支払方法をお選びください
- 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書については、
 - 金融機関名・支店名のご記入にあたっては、合併・統廃合等による名称変更にご注意ください。
 - 金融機関などへの届出印の押印をお願いします。（鮮明に押印してください）
 - 法人の場合の口座名義人欄は代表者名等（フリガナ含む）の漏れのないようにご記入ください。
 - 預金種別も必ずどちらかに○印をしてください。
 - 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- ※ご記入は、黒のボールペンなどをお願いします。鉛筆・サインペンは不可です。
- ※加入申込後でも約款は大切に保管してください。

共 済 給 付 金 を お 支 払 い す る と き

共 済 給 付 金 の 請 求 方 法

対象住宅が、市役所・町役場の交付する「**災証明書で半壊以上の被害認定を受け**」、その住宅に代えて別の住宅を再建・購入した場合やその対象住宅を補修した場合などに共済給付金が支払われます。（共済給付金の詳しい内容については表紙の表を参照してください）

共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害を受けた住宅のある市役所・町役場の窓口を通じて共済基金に請求してください。

●請求期間は自然災害が発生した日から原則 5 年以内です。

★ フェニックス共済 Q&A

これ以外で不明な点がございましたら、お気軽に（財）兵庫県住宅再建共済基金にお問い合わせ下さい（☎078-362-9400）。ホームページにも詳細なQ & Aを掲載しています（<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/phoenixkyosai.html>）

共済負担金額（掛け金）は？

☆加入初年度は月額5,000円に3月までの月数を乗じた額（上限5,000円）
（初年度負担金の例）

4月加入…5,000円 11月加入…5,000円×5ヶ月＝25,000円

☆2年目以降は年額5,000円です。

☆翌年度以降の共済負担金を3年分以上まとめてお支払いの場合は1,000～5,000円の割引があります（複数年一括支払割引）。

再建しないと給付金が出ないの？

☆自然災害で半壊以上の被害があった場合に、
住宅を再建または購入すれば、600万円
住宅を補修すれば、被害の程度に応じて50～200万円、
再建・購入・補修をしない場合にも、10万円が給付されます。

被害認定はどのように行うの？

☆被災住宅の所在する市(区)町が、全国の統一基準をもとに被害認定を行います。
全壊、大規模半壊、半壊の被害の程度は下表のとおりです。

	損壊部分の床面積の割合	経済的被害の割合
全壊	住宅全体の70%以上	住宅全体の50%以上
大規模半壊	50～70%	40～50%
半壊	20～50%	20～40%

マンションの加入のメリットは？

☆共用部分の補修を負担（修繕積立金での支払い含む）した場合にも、補修給付金を給付します。

☆被災マンションを出て、他の住宅を購入した場合にも再建等給付金を給付します。

賃貸住宅も加入できるの？

☆賃貸住宅は、オーナーの方が加入できます。

☆所有されている住宅の戸数を上限として、何戸分加入するかを選べます。

店舗併用住宅や、寺社に住居が併設されている場合は？

☆建物のうち、居住の用に供する部分について加入できます。

2世帯住宅や同一敷地内に複数の住宅がある場合はどうなるの？

☆各世帯（住宅）が、構造上分離された別の住宅である場合には、それぞれ1戸の住宅として加入できます（負担金もそれぞれ必要になります）。

1口しか加入できないの？

☆1住宅に対し、1口しか加入できません。

住宅を共有している場合はどうなるの？

☆1住宅に1口しか加入できませんので、共有名義人のうち1名が代表としてご加入下さい（申込書の「共有名義人の有無」欄で、「有」に○）。

相続した住宅の名義を書き換えていない場合や未登記の住宅はどうするの？

☆相続した住宅の名義を書き換えていない場合も、実質的な住宅の所有者であれば制度に加入できます。

☆共済給付金の請求時には、登記事項証明書に加え、加入者が相続人であることを証する資料を添付して下さい。

☆未登記の住宅についても、実質的な所有者であれば加入できます。共済給付金の請求時には、登記事項説明書に替えて、家屋固定資産税課税台帳や、補充課税台帳など、その所有者を確認できる書類の提出が必要になります。

加入日はいつ？

☆郵送の場合、申込書が共済基金に到達した日です。

☆郵便局の窓口で申込みの場合は、申込日が加入日です。

☆インターネット申込みの場合、お申し込みの翌日が加入日となります。
（共済契約は加入日以降の自然災害が対象です）

共済負担金の支払日はいつ？

☆口座振替の場合は、申込書が共済基金に到着した日の翌月27日、クレジットカード支払の場合は、カード会社からの請求書記載の日に口座から引き落とされます。

☆毎年度支払を選ばれた場合の翌年度分のお支払いは、口座振替の場合は次の3月27日（3月加入の場合は4月27日）、クレジットカード支払の場合は4月以降にカード会社から請求があり、口座から引き落とされます。

加入申込書送付用封筒

料金受取人私郵便

神戸中央局
承認

8243

差出有効期限
平成21年5月
31日まで
(切手不要)

6 5 0 8 7 9 0

7 5 0

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
(兵庫県庁内)

財団法人兵庫県住宅再建共済基金
業務課 行

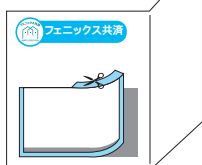


加入申込書を封筒に入れる前に以下の点をもう一度ご確認ください。

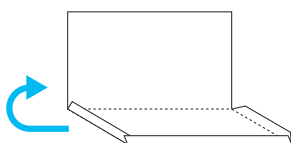
- 加入申込書等に記入もれはありませんか？
 - ☐ 加入者の氏名(または法人の名称)
 - ☐ 加入者の現住所・電話番号
 - ☐ 加入対象の住宅の所在地
 - ☐ 加入対象の住宅の用途など
 - ☐ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
または、クレジットカード支払申込書
- 加入申込書等に押印もれはありませんか？
 - ☐ 加入者印 1カ所
 - ☐ 金融機関・郵便局届出印 1カ所
(クレジットカード支払の場合は不要)
- 切り取った後、折たたんで、封筒を作り
加入申込書を入れて封をしてください。

封筒のつくり方

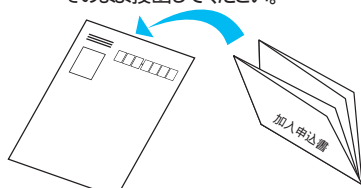
- 1 封筒のページを
切り離します。



- 2 点線部で山折りして、
張りあわせてください。



- 3 最後に申込書を入れて封をして
完成です。切手は不要です。
そのまま投函してください。



金融機関等口座振替用加入申込書

200711-1-008-30711

「兵庫県住宅再建共済制度」加入申込書

(財)兵庫県住宅再建共済基金 御中 私は、兵庫県住宅再建共済制度約款を了承し、下記のとおり、「兵庫県住宅再建共済制度」に加入を申し込みます。

加入者	1 個人	フリガナ 姓	名	電話番号	-	-	加入者印 必ず押印してください。 印
	2 法人	フリガナ 会社名	代表者名	役職			
加入対象の住宅	現住所	〒	フリガナ 都 道 府 県	市 郡	区 町 村		
	所在地	現住所と同じ場合は、記入しないでください。 〒					
	住宅の用途 (加入する戸数)	1. 自己居住用 (計 戸)		2. 賃貸用 (計 戸)		3. 自己居住用+賃貸用 (計 戸)	
	住宅の形態	1. 一戸建住宅		2. 集合住宅 (マンション等)			
	共有名義人の有無	1. 有		2. 無			

共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください) 記入がない場合、1. 毎年度支払とさせていただきます。	次年度以降の継続分		
	1. 毎年度支払 2. 複数年一括支払 (初年度分+継続分を一括で支払い) a. 3年分 (1,000円割引) b. 5年分 (2,000円割引) c. 10年分 (5,000円割引)		

(注1) 毎年度支払を選ばれますと、初年度負担金を加入日の翌月にお支払いいただいた後、継続される場合には、毎年3月に次年度分の負担金5,000円をお支払いいただきます。

例) 11月に新規加入し、継続分は毎年度支払を選ばれた場合
12月に初年度負担金 500円×5ヶ月=2,500円
翌年3月に継続1年分 5,000円

(注2) 複数年一括支払を選ばれますと、初年度負担金と選ばれた継続負担分を一括して加入日の翌月にお支払いいただきます。

例) 11月に新規加入し、2. b.の5年一括支払を選ばれた場合
12月に次の合計金額をいただきます。
初年度負担金 500円×5ヶ月 = 2,500円
継続5年分 5,000円×5年-2,000円(割引)=23,000円
合 計 25,500円

※訂正の場合は、二重線を引いて、訂正印(金融機関届出印)を押印してください。

下記指定金融機関 御中 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加) 兵庫県住宅再建共済

私(口座名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を、下記の口座から預金口座振替又は自動払込により支払うことを承諾します。

口座名義人	フリガナ	金融機関届出印 または 郵便局届出印 (鮮明に押印してください)	印
-------	------	---	---

銀行等	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫 農協・その他 ()		本店・支店 出張所	預金種別	口座番号					
	金融機関番号		店番号		1 普通(総合) 2 当座					

郵便局	種目コード	契約種別コード	通 帳 記 号				通 帳 番 号(右詰めて記入)				受付局日附印
	1 6 6 3 0		1 0 の								
	払込先 口座番号	00930-1-297166	払込先加入者名	財団法人兵庫県住宅再建共済基金	払込日	27日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)					

私(預金名義人)は下記の収納代行企業から請求された金額を上記預金口座振替によって支払うことにしたいので、次の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します(郵便局からの自動払込を除く)。

- 貴金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休日の場合は翌営業日)に預金口座から引落としのうえお支払いください。預金の引落としにあたっては、当座勘定または預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。また、引落後の代金領収書は請求いたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても差し支えありません。
- この契約は、長期間にわたり下記団体から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴金融機関は契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関にはご迷惑をおかけしません。
- 共済契約にかかわる紛議については、私と下記団体の間で解決します。

振替日	毎月27日
収納依頼企業名	財団法人兵庫県住宅再建共済基金
収納代行企業名	SMBCファインナンスサービス株式会社 (旧さくらファインナンスサービス)

委託者コード	23127000	返送先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 財団法人兵庫県住宅再建共済基金 業務課
委託者番号		

金融機関使用欄		
本依頼書に不備のある場合は、下記番号に○印をつけて返送ください。		
(不備返却理由)		
1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違	
3. 印鑑相違	4. その他 ()	
検印	照合	受付

記入漏れがないか再度ご確認のうえ、記入面を内側にして四つ折りのうえ、封筒に入れてください。

クレジットカード支払用加入申込書

200711-1-008-30711

「兵庫県住宅再建共済制度」加入申込書

(財)兵庫県住宅再建共済基金 御中 私は、兵庫県住宅再建共済制度約款を了承し、下記のとおり、「兵庫県住宅再建共済制度」に加入を申し込みます。

加入者	住宅所有者名	1 個人	フリガナ 姓	名	電話番号	-	-	加入者印 必ず押印してください。
	2 法人	フリガナ 会社名	代表者名		役職		印	
	現住所	〒	フリガナ	都 道 府 県	市 郡	区 町 村		
加入対象の住宅	所在地	〒	フリガナ	兵庫県 市 郡 区 町				
	住宅の用途 (加入する戸数)	1. 自己居住用 (計 戸)		2. 賃貸用 (計 戸)		3. 自己居住用+賃貸用 (計 戸)		
	住宅の形態	1. 一戸建住宅		2. 集合住宅 (マンション等)				
	共有名義人の有無	1. 有		2. 無				

共済負担金の支払方法 (いずれかに○をしてください) 記入がない場合、1. 毎年度支払とさせていただきます。	次年度以降の継続分		
	1. 毎年度支払		
	2. 複数年一括支払 (初年度分+継続分を一括で支払い) a. 3年分 (1,000円割引) b. 5年分 (2,000円割引) c. 10年分 (5,000円割引)		

(注1) 毎年度支払を選ばれますと、初年度負担金が加入日の翌月にカード会社から請求されます。
継続される場合には、毎年4月以降に次年度分の負担金がカード会社から請求されます。

例) 11月に新規加入し、継続分は毎年度支払を選ばれた場合
12月以降に初年度負担金 500円×5ヶ月=2,500円
翌年4月以降に継続1年分 5,000円

(注2) 複数年一括支払を選ばれますと、初年度負担金と選ばれた継続負担が一括して加入日の翌月以降にカード会社から請求されます。

例) 11月に新規加入し、2. b.の5年一括支払を選ばれた場合
12月以降に次の合計金額がカード会社から請求されます。
初年度負担金 500円×5ヶ月 = 2,500円
継続5年分 5,000円×5年-2,000円(割引)=23,000円
合 計 25,500円

クレジットカード支払申込書

私(クレジットカード名義人)は、上記共済契約に基づく共済負担金を私自身の所有する下記クレジットカードで支払い、またクレジットカード会員規約に基づいて支払うことを承諾します。

カードの種類	1. JCB 2. VISA 3. Master
カード名義 (ヘボン式ローマ字)	(例: SUSUMU SAIKEN)
ご署名	(例: 再建 進)
カード番号	
有効期限(月/年)	※クレジットカードの有効期限は、最短でもお申し込みされる月の翌月末まであることをご確認ください。

クレジットカード支払に関する注意事項

- 当共済契約に基づく共済負担金は、クレジットカード名義人とクレジットカード会社との契約条件に基づき、所定の方法でクレジットカード名義人は当該クレジットカード会社に支払い、(財)兵庫県住宅再建共済基金(以下「基金」といいます。)は当該クレジットカード会社から支払いを受けるものとし当該共済契約が自動更新された場合も同様とします。なお、お支払い方法は1回払いのみとさせていただきます。
- クレジットカードの発行会社の指示により、お客様へのご連絡なしに新しい会員番号、有効期限でのお支払いとなる場合があります。
- 当基金からは、請求書及び領収書は発行しませんので、クレジットカード会社から届く明細書をご覧ください。
- クレジットカード名義人と当該クレジットカード会社との間で基金の責めによらない事由により紛議が生じた場合は、当該当事者間で解決するものとし、当基金は一切の責任を負わないものとします。

委託者番号

記入漏れがないか再度ご確認ください。記入面を内側にして四つ折りのうえ、封筒に入れてください。

太枠の中のみ記入してください

献血・骨髄バンクドナー登録会開催

▽日時 11月27日(火)10時～11時／12時30分～15時
▽場所 和田山農業研修センター

▽ドナー登録の条件

- ・年齢 18歳以上54歳以下で健康な人
- ・体重 男性45kg以上／女性40kg以上

▽ドナー登録の流れ

- ①ドナー登録会場で、ドナー登録の説明と申し込み手続きを行います。
- ②献血会場で、腕の静脈から2ミリを採血し、HLA型(白血球の型)を調べます。

③後日、骨髄データセンターからドナー登録確認書を送ります。

ドナー登録した人のHLA型と、患者のHLA型を定期的に適合検索します。

※献血及び骨髄バンクドナー登録を希望する人は、直接会場にお越しください。皆さんのご協力をお待ちしています。

▽献血に関する問い合わせ先
市役所健康課
☎672-5269

▽骨髄バンクドナーに関する問い合わせ先

県和田山健康福祉事務所
薬務・生活衛生課
☎672-6872

催し

人権講演会

ヒューマンライツコンサートくかんじてみよう「じんけん」

知っているだけでは社会は変わりません。最も大切なのは、社会の不合理なこと(差別)に関心を持つことそして一人ひとりが行動することです。

▽日時 11月18日(日)13時～

▽場所 枚田岡会館

▽講師 立岡勇一氏(社)甲賀・湖南人権センター(滋賀県)勤務)

▽その他 当日は第31回枚田岡会館文化祭(開催期間：11月17日(土)13時～21時30分、18日(日)10時～15時30分)を開催しています。お気軽に参加してください。

▽問い合わせ先 市役所人権推進共同参画課
☎677-6122

ふれあい人権フェスティバル

▽日時 11月10日(土)9時～11日(日)15時

▽場所 朝来福祉会館
▽問い合わせ先 市役所人権推進共同参画課
☎677-6122

但馬長寿の郷まごころクラブまつり

陶芸体験・折り紙教室などの体験教室のほか、歌と踊りのステージ、農産物の販売、歌声喫茶、お楽しみ抽選会など、家族で楽しめるイベントが盛りだくさんです。フリーチケットも同時開催します。

▽日時 11月23日(金)10時～15時

▽場所 但馬長寿の郷ふる

第12回 朝来市山東観光写真展

特選に坪井茂喜さんの「大同寺のライトアップ」

朝来市山東町観光協会主催の「第12回朝来市山東観光写真展」には、市内外から84点の応募があり、次の皆さんが入賞されました。

なお、応募作品は、11月2日～4日開催の山東町文化祭に展示されました。

(敬称略)

特選	大同寺のライトアップ	坪井茂喜	山東町三保
入選	山東夜明け	吉田利栄	和田山町玉置
	夜の華	鵜干	和田山町竹田
	霧中の秋	伊藤章恭	山東町西谷
	新雪	天野浩次	山東町川原町
佳作	春の装い	吉井勅	和田山町寺谷
	秋の夕暮れ	高田剛三	山東町野間
	山門の秋	伊藤章恭	山東町西谷
	山は冬 里は秋 栗鹿神社の秋	市川晋	山東町柴
努力賞	デッカイおみやげ	天野浩次	山東町川原町
	紫陽花	鵜干	和田山町竹田
	山東冬景色	吉田利栄	和田山町玉置
	ぼくたちの玉入れ	西本順一	山東町川原町
	寒の戻り	銀崎宜広	神戸市北区淡河町
	夜に咲く	藤原智明	山東町上早田
	百恵ちゃんに似てるでしょう	藤原由美子	山東町上早田
	霧中桜	赤井忍	和田山町久世田
	チューリップまつり	山本早苗	山東町溝黒
	白曼珠沙華	谷本幸枝	山東町楽音寺
	温泉の夏	太田垣季利	生野町口銀谷
	しだれ桜	中井成子	豊岡市正法寺
	秋稲刈り体験	松本鋭治	山東町迫間
	大道芸人	中井勝之	桑市
	夕暮れの水田	天野汰一	山東町末歳

知っておきたい検察審査会

～検察審査員に選ばれたらご協力を！～

交通事故、詐欺などの被害にあったのに検察官がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得できない。このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査する機関として「検察審査会」があります。

検察審査会では11人の審査員がこの審査をします。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、住民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

■問い合わせ 神戸地方裁判所

豊岡支部内豊岡検察審査会事務局 ☎0796-22-2304
姫路支部内姫路検察審査会事務局 ☎079-223-2721

▽問い合わせ先 さと庵周辺 但馬長寿

の郷事業課
☎662-8459

朝来市少年少女オーケストラ第15回定期演奏会

▽期日 11月10日(土)

開場 14時30分、開演 15時

▽会場 和山山ジューターホール

▽入場整理券 500円(自由席、小学生未満は無料)

▽申し込み・問い合わせ先 朝来市少年少女オーケストラ事務局(和山山公民館)

672-0188

演奏曲目

○アントニ・ドボルザーク作曲

交響曲第9番 木短調

作品95 「新世界より」

第2・第4楽章

○ヨハン・シュトラウス作曲

「ウィーンの森の物語」

○ヘンリ・マンシーニ作曲

「マンシーニメモリー」

○メキシコ民謡

「ラバンバ」

○南出信一編曲

「日本の歌」メドレー

但馬地域アレルギー性疾患講演会

▽日時 11月16日(金)13時30分～16時

▽場所 但馬長寿の郷 郷

▽内容 但馬地域乳幼児のアレ

ルギー性疾患対策に関するアンケート調査結果報告

12月4日(火)～10日(月)は「人権週間」

法務省と全国人権擁護委員連合会は、国際連合が定めた12月10日の「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」とし、昭和24年から人権尊重思想の普及高揚のため、啓発活動を全国的に行っています。

市では、人権週間の期間、ジャスコ和田山店で「ぼくたち・わたしたちの人権作品展」を開催します。市内の小・中・高校及びPTA会員から応募のあった優秀作品を展示します。



ヒメハナ公園展示会

草木の色 立石啓子展

展示期間 11月8日(木)～18日(日)

出展者 立石啓子氏(滋賀県高島市)

内容・紹介 草木染の暖簾や、タピストリーを展示します。古来、草木染めは身につける人の健康と幸せを願って薬草で染められていました。この布は主に山野に自生する植物を採集し、煮出して染めたものです。自然の中で暮らし、そこから得るスピリットをテーマに作品を作っています。草木が持つ鮮明で渋い色いをお楽しみください。

今蘇るあの頃の記憶 60年代70年代にタイムスリップ!

展示期間 11月21日(水)～12月2日(日)

出展者 天野浩次氏 ほか2名(山東町)

内容・紹介 70年代の生活用具や日用品、こどものおもちゃ、自動車、バイクなどを展示し、なつかしいあの時代を振り返ります。

■問い合わせ ヒメハナ公園事務所 ☎676-4587
休館=月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)



あさご芸術の森美術館 ASAGO ART VILLAGE

あさご芸術の森大賞展(立体部門)

■期日 11月18日(日)まで(表彰式11月18日)

■場所 美術館企画展示室

絵画・立体のビエンナーレ形式(1年交代)の公募展です。(応募総数92点。入賞・入選20点)

アートえと展

■期日 11月23日(金)～12月24日(月)

■場所 美術館企画展示室

あさごゆかりの多くのアーティストが製作した来年の干支・ねずみにちなんだ作品を展示販売します。

それぞれのその後展

■期日 11月23日(金)～12月8日(土)

■場所 美術館企画展示室

昨年のあさごからの風「朝展」の入賞・入選者によるグループ展です。

■問い合わせ あさご芸術の森美術館 ☎670-4111
休館=水曜日及び祝日の翌日(水曜日が祝日の場合はその翌日)

火災・救急の状況 (9月中) 朝来市消防本部

区分	火災				累計	救急				累計
	建物	林野	車両	その他		交通事故	一般急病	その他	合計	
件数	2	0	0	0	2	15	14	84	11	124
										984

交通事故の状況 (9月中) 朝来警察署

区分	人身事故	死者(人)				傷者(人)				物損事故
		子ども	高齢者	その他	合計	子ども	高齢者	その他	合計	
市内(累計)	13(129)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(10)	4(36)	15(157)	20(203)	90(933)

子ども=15歳以下 高齢者=65歳以上

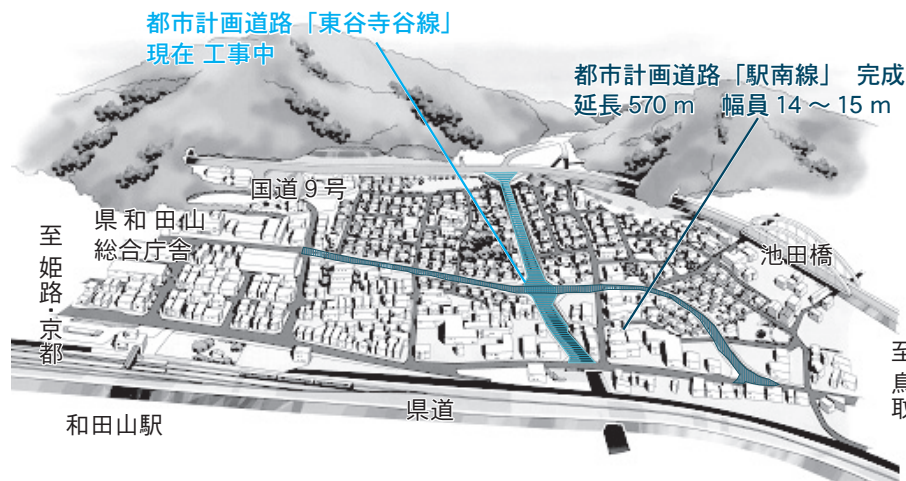
犯罪発生状況 (9月末累計) 朝来警察署

手口	街頭犯罪							侵入盗			その他		
	路上強盗	強制的わいせつ	ひったくり	車上ねらい	自動販売機あらし	部品盗	器物損壊	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	空き巣ねらい	忍び込み	金庫破り
件数	0	0	0	28	6	9	24	7	2	27	5	5	3

※累計は平成19年の合計

都市計画道路「駅南線」完成

公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、JR和田山駅周辺地域の再活性化を進めることを目的に平成12年1月に設立された「朝来市和田山駅南土地区画整理事業」が和田山駅南土地区画整理事業で施行した都市計画道路「駅南線」が、この度完成しました。県和田山総合庁舎前（駅前区）から東谷区を横断し、平野区の県道へつながる幅員14～15m、総延長570mの都市計画道路です。



施行地区の面積	12.4ヘクタール (124,535㎡)
事業施行期間	平成11年12月24日(組合設立認可公告日)～平成25年3月31日
地区内の権利者数	108人
減歩率	公共減歩率 22.42% 保留地減歩率 10.85% 合算減歩率 33.27%

資金計画

収入(百万円)	支出(百万円)
基本事業費等 2,373	公共施設整備費 679
保留地処分費 906	移転・移設費 1,539
市助成金 他 322	整地・調査設計費 1,383
合 計 3,601	合 計 3,601

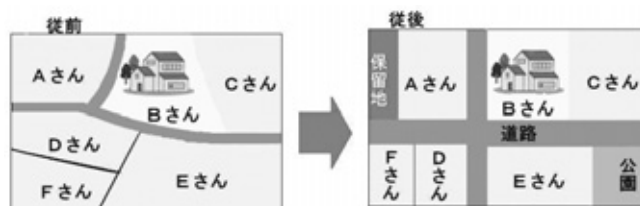
土地区画整理事業とは…街づくりを行う方法として広く活用されている制度です

街づくりを進めていく上で土地の有効利用を図り、道路や公園等の公共施設の整備改善を進め、良好な市街地を形成するための最も合理的な手法のひとつとされています。

地区内の土地所有者等が土地を少しずつ提供※1し、道路・公園などの公共用地や保留地※2に充てます。各個人の土地は、地形や形状が改善されて再配置※3されます。

この結果、右図のように道路・公園等の公共施設が整備されます。

- ※1…減歩といえます。
- ※2…売却することで事業費を得るための土地のことです。
- ※3…換地といえます。



■問い合わせ 市役所都市開発課 ☎ 672 - 6127

「簡易耐震診断推進事業」を実施しています

県では震災の教訓を踏まえ、わが家の安全性を確認することで、耐震化が図れるよう「簡易耐震診断推進事業」を実施しています。この制度は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、県内の市役所、町役場が「簡易耐震診断員（建築士）」を派遣して簡易耐震診断を行い、その結果を住宅所有者に報告するものです。

また、平成12～14年度に実施したわが家の耐震診断推進事業および本事業で耐震性が劣ると診断された場合で、一定の条件を満たせば、県が実施している「わが家の耐震改修促進事業」で耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の一部に対し助成を受けることができます。

対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅(平成12～14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」を受けた住宅は対象外です。)

診断手数料 1棟当たり3,000円(木造戸建住宅の場合。建物の構造等によって異なります。)

申込方法 市役所都市開発課に備え付けてある簡易耐震診断員名簿に登録されている診断員の内諾を受け、都市開発課へお申し込みください。

受付期間 平成19年12月21日(金)まで

■問い合わせ 「簡易耐震診断推進事業」：市役所都市開発課 ☎ 672 - 6127

「わが家の耐震改修促進事業」、制度全般：兵庫県県土整備部建築指導課防災耐震係
☎ 078 - 341 - 7711(内線5868)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税等の社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で社会保険料控除の適用を受けるには「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付することが必要です。

このため、社会保険庁では生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)を以下のとおり送付することとしています。年末調整又は確定申告等の手続きの際には、必ずこの証明書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

送付スケジュール

対象者	証明日	社会保険庁から郵便局への持ち込み	被保険者への到着時期
平成19年1月1日から10月1日までの間に納付実績のある人	10月2日	10月31日	11月初旬
平成19年10月2日から12月31日までの間に本年はじめて国民年金保険料を納付した人	平成20年1月1日	平成20年1月31日	平成20年2月初旬

ご家族の保険料を納付したとき

国民年金保険料の納付義務は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主又は配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。その際には申告する方の申告書にご家族分の証明書も添付する必要があります。

控除証明書の問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル 0570-00-9911

■問い合わせ 兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎ 0796-22-3196
市役所市民課 ☎ 672-6120

あさごオリンピック

種目別成績

9月24日開催

第2回朝来市ソフトバレーボール大会

優勝	準優勝	三位
ブラックSB	ブラックSA	玉置A

スポーツギネス部門

●タッグオブウォー

勝	小学生の部	梁瀬ゴールデンエッグス
優	一般男子の部	和山駅前区どんだけ
優	一般女子の部	朝来ウィンス

●モンスターボックス

新記録更新者	小学生の部	奥田美帆(梁瀬小4年生)
	(1~4年生)	記録 小学生用11段
	小学生の部	福岩希莉也(梁瀬小6年生)
	(5・6年生)	記録 小学生用15段
	一般の部	日下部亮太
	記録	一般用16段

●ハンドスタンド

一般の部	新記録更新者
竹村政毅	記録 30・6秒
●パーフェクトストライク	

新記録更新者	小学生の部	小山智大(梁瀬小6年生)
	記録	7枚
一般の部	記録	7枚
	記録	7枚

●地域交流スポーツ部門

●グラウンド・ゴルフ大会

団体の部	個人の部
第3位	優勝
準優勝	準優勝
優勝	優勝
スポーククラブ21和田山Bチーム	衣川進
生野グラウンドゴルフ愛好会	(スポーククラブ21和田山Aチーム)
	衣川文子
	(与布土Bチーム)
	小田 彰子
	(栗鹿Bチーム)

電子証明書の取得はお早めに

皆さん、電子証明書をご存知ですか？

電子証明書は、市民の皆さんが安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」により発行されています。現在利用可能な行政サービスは e-Tax (国税電子申告、納税システム) や自動車保有関係手続きのワンストップサービスなどがあり、本人の電子署名と電子証明書を付して申請ができます。この電子証明書については、住民基本台帳カード (住基カード) に記録することになりますので、住基カードが必要となります。また、自宅から電子申請・届出等を行う場合は、IC カードリーダライタも必要となります。取得方法は、下記のとおりです。

- ◎ **住民基本台帳カード (住基カード) の取得** 本庁・支所の市民課の窓口で申請をしてください。なお、本人が運転免許証などの顔写真付きの官公署発行の証明書、印鑑と手数料 (500 円) 持参で**本庁で申請**したときは、その場で受け取っていただけます。
- ◎ **電子証明書の取得** 住基カードを取得された後に本庁・支所の市民課の窓口で申請をしてください。なお、発行手数料として 500 円が必要です。
- ◎ **IC カードリーダライタの入手** 家電量販店やインターネット販売、若しくは納税協会などで購入できます。なお、確定申告時期が近づくと、市民課の窓口が混み合いますので、電子証明書の取得はお早めをお願いします。

◆ 詳細な情報については、次のホームページを ご覧ください。

- 住基カード** http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juki_card.html
- 電子証明書 (公的個人認証サービス)** <http://www.jpki.go.jp/index.html>
- IC カードリーダライタ** <http://www.jpki-rw.jp/>
- e-Tax (国税電子申告・納税システム)** <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



■ 問い合わせ 市役所市民課 ☎ 672 - 6120

e-Tax (イータックス)

ホームページからカンタン申告 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高 5,000 円の税額控除 本人の電子署名と電子証明書を付して所得税の確定申告を e-Tax で行くと、最高 5,000 円の所得税の税額控除 (平成 19 年分又は平成 20 年分のいずれか 1 回) を受けることができます。

添付書類の提出不要 所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました (確定申告期限から 3 年間は添付書類の提出又は提示を求められることがあります)。

還付金がスピーディー e-Tax で申告された還付申告は早期処理 (3 週間程度に短縮) しています。

■ 問い合わせ 和田山税務署総務課 ☎ 672 - 3171

朝来市健康増進計画「健康あさご 21」 ～みんなでつくる すこやかなまち・朝来～の推進

健康会議で委員の皆さんと、昨年度紹介した6つの項目（運動、栄養・食生活、タバコ・アルコール、休養・こころの健康、生活習慣病、歯の健康）の健康づくりの実践状況と取り組みについて話し合いました。

今年度のキーワードは「**メタボリックを予防しよう**」です。

年代	自分の取り組み	地域・職場・グループの取り組み
乳幼児	生活リズム 規則正しい生活習慣（食事、運動、早寝、早起き）をつけよう。 食生活 ・大豆、野菜をたくさんとり、甘いものや味の濃いものは控えよう。 運動 ・間食ばかりにならないようにしよう。 ・散歩等で体を動かす機会を作ろう。 ・親子体操を続けよう。 ・よく食べ、よく遊び、ゲームばかりの生活にならないように注意しよう。 歯の衛生 ・親と一緒に歯磨き習慣をつけよう。 ・仕上げ磨きも忘れずにしよう。 ・よく噛んで食べよう。	・親子で取り組める食育事業を計画しよう。 ・三世代交流の地域事業に関心を持とう。 ・親子・近所・子育てグループで歩こう。 ・親子で地域の活動に参加しよう。  
小学生・中学生	・朝ご飯をしっかりと食べよう。 ・運動不足を解消しよう。 ・家庭環境・親の生活習慣も見直そう。 ・和食の良さも大事にしよう。 ・一緒に食事を作る時間を持とう。（手作りのすすめ） ・よくかんで食べよう。食べたらずきよう。	・食育事業の推進しよう。 ・親子で一緒に遊ぼう、歩こう。 ・地域の活動に参加しよう。 ・スポーツクラブ 21 活動を推進しよう。 ・学校でも食後の歯磨き時間を設定しよう。 
高校生・大人	・1日1回、体重測定、週1回は腹囲測定をして現状を知ろう。 ・寝る前3時間以内は食べない。 ・腹囲を減らすには、『腹8分の食事』、『エネルギーを消費』（ウォーキング、ジョギング、水中運動等を習慣づける）。 ・食事を規則正しくしよう。 ・「太っ腹は不健康」という意識変革をしよう。 ・栄養・運動教室に参加しよう。 ・食品成分表を活用しよう。 ・バランスガイドを活用しよう。 ・禁煙しよう。 	・「体力測定」をして自分の基礎体力を知ろう。（職場で地域でグループで） ・職場でもウォーキング、ラジオ体操を毎日しよう。 ・健康のことを話題にして情報交換をして、良いことを取り入れよう。 ・健診の受診機会と、結果を基に健康指導を受けられる体制を提供しよう。 ・地域ぐるみで運動・食育事業に取り組もう。 ・禁煙を推進しよう。 ・区長に地区公民館での禁煙を推進してもらおう。 ・地域・職場ぐるみの禁煙を推進しよう。
大人	・喫煙は決められた場所で周囲にも心配りを。	

皆さんの健康づくりの取り組みはいかがですか。健康診査結果や健康増進プログラム、体力測定の結果を基にスポーツ、食欲の秋を活動的に健康的にすごしましょう。

■問い合わせ 市役所健康課(和田山保健センター) ☎ 672 - 5269

健康情報テレホンサービス (11月のテーマ)

月曜日	糖尿病網膜症（糖尿病による目の合併症）
火曜日	姿勢が悪いと歯並びが悪くなるってホント？
水曜日	変形性脊髄症
木曜日	妊娠と痔
金・土・日	インフルエンザへの対応

※祝祭日は前日のテープが流れます。

☎ **通話料無料** 0120 - 979 - 451

※テレホンサービスは、ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://www.hhk.jp>

兵庫県保険医協会

地域包括支援センターの



高齢期は低栄養に要注意！

高齢者にとって「楽しく食べる」ことは、生活の基本であり、身近な日常生活の中で確保されなければならない生活の条件です。

しかし、年齢を重ねるにつれ、さまざまな身体の変化が起こり、消化吸収機能の低下や心配などがきっかけで、栄養状態（特にたんぱく質とエネルギー）が低下したり、筋力や抵抗力が低下し、病気になるやすくなります。

病気を引き起こさず、高齢者がいつまでも「いきいき」と暮らしていくためには心身の衰えを予防することが大切です。そのためには、日常生活の中で低栄養を防ぐ食生活の工夫も必要ですね。

■問い合わせ 朝来市地域包括支援センター
☎ 672 - 4004

低栄養を防ぐ食生活⑩ポイント（★の数が多い項目ほど低栄養を予防するために重要です。）

1	バランスよく1日3食とり欠食は避けましょう。	★★★
2	油脂類の摂取が不足しないように注意しましょう。	★★★
3	動物性たんぱく質を十分にとりましょう。	★★★
4	肉と魚の摂取は1対1程度になるようにしましょう。	★★
5	牛乳・乳製品は毎日とるようにしましょう。	★★
6	野菜は緑黄色野菜や根菜などいろいろな種類を毎日食べましょう。	★★
7	家族や友人などと会食の機会をたくさんつくりましょう。	★★
8	食欲がないときには、おかずを先に食べるようにしましょう。	★
9	調味料を上手に使い、酢、香辛料、香りの高い野菜を取り入れましょう。	★
10	和風、中華、洋風とさまざまな料理を取り入れましょう。	★

人権推進共同参画課だより (30)

情報化社会の落とし穴

インターネットや携帯電話等の情報通信ネットワークが急速に普及し、大変便利な社会になりましたが、一方で様々な弊害や人権侵害をもたらしています。

わたしたちの身近な問題として、一緒に考えてみませんか。

落とし穴1…架空請求メールがきたら…

- ・支払わずに無視する。
- ・相手と連絡を取らない。
- ・身の危険を感じたら警察等に相談する。

落とし穴2…インターネットカフェを利用する時は

- ・個人情報なるべく入力しない。
- ・インターネット・バンキングなどは利用しない。
- ・インターネットカフェ以外でも、誰でも利用できる端末には注意する。

落とし穴3…インターネットオークションを利用する時は・・・

- ・サイトの注意事項や取引相手の住所・電話番号等をよく確認する。
- ・相手の銀行口座の控え、振込の控え等を保管し

ておく。

- ・あらかじめ解約やクレームの対処方法を取引相手と相談しておく。

落とし穴4…誹謗（ひほう）中傷されたら…

- ・画面（メール）を保存する。
- ・保存したデータをプロバイダに送り、記事の削除や本人への注意を要請する。

近年、経済・社会の情報化に伴い、コンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報処理されています。誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、個人情報保護法が2005年4月1日に施行されました。

（兵庫県人権教育研究協議会発行「元気UPじんけん2006」から）

このコーナーは、人権文化のあふれるまちづくりのため、「いのち」輝くまちづくりのため、市民の皆さんに問題提起や資料提供をします。

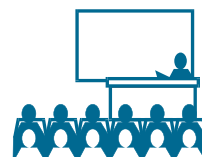
ご愛読いただき、ご家庭や街角の話題にしていただければ幸いです。

◆人権推進共同参画課 ☎ 672 - 6122

朝来市まちづくり出前講座開講

市では、市民の皆

さんに市政への理解を深めていただくために出前講座を行います。市職員が講師となり皆さんの近くまで出向き、お話をさせていただきます。



▽**申し込み対象** 市内に在住、在勤又は在学するおおむね10人以上で構成する団体が主催する集会等

▽**開講日時・場所** 原則として平日の午前9時から午後9時までの間で、1講座2時間以内。場所は市内。

▽**会場の手配など** 会場の設営や講座運営は申し込み団体が行ってください。また、会場使用料が必要な場合は申し込み団体が負担してください。

▽**費用負担** 講師は市職員で講師料は無料。ただし、材料費等が必要なときは自己負担をお願いすることもあります。

▽**申し込み方法等** 開催予定日の1か月前までに、市役所まちづくり推進課まで申し込んでください。

▽**開催に当たって** 政治、宗教、営利を目的とした講座はお受けできません。また、批判や苦情処理、個人相談等の場でもありません。

▽**開催に当たって** 政治、宗教、営利を目的とした講座はお受けできません。また、批判や苦情処理、個人相談等の場でもありません。

講座名		担当課	講座名		担当課
1	朝来市における鉱山地域の現状と課題	生野支所地域振興課	26	認知症予防～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～	健康福祉部健康課
2	自然体験講座	山東支所山東自然の家	27	障害者（児）福祉サービス	健康福祉部社会福祉課
3	ヤマビル被害と対処法	朝来支所地域振興課	28	母子（寡婦）福祉サービス	健康福祉部社会福祉課
4	第1次朝来市総合計画	企画部企画政策課	29	介護保険制度と朝来市地域包括支援センターの業務	健康福祉部高年福祉課
5	バス利用促進	企画部企画政策課	30	朝来市岩津ねぎ振興事業	産業振興部農業振興課
6	地域づくり支援事業（区集会施設整備を含む）	企画部まちづくり推進課	31	朝来市の森林の現状と森づくり	産業振興部農林整備課
7	地域自治協議会	企画部まちづくり推進課	32	建物農機具共済事業	産業振興部農業共済課
8	自治基本条例	企画部まちづくり推進課	33	朝来市中小企業融資制度	産業振興部商工観光課
9	NPO設立手順等	企画部まちづくり推進課	34	竹田城跡歴史文化講座	産業振興部商工観光課
10	企業向け「奨励金制度」	企画部元気なまち創造課	35	里道・水路の売り払い	都市整備部建設課
11	田舎暮らし・多自然居住支援事業	企画部元気なまち創造課	36	住宅の耐震診断・耐震改修	都市整備部都市開発課
12	朝来市行財政改革の状況	企画部行政改革推進課	37	屋外広告物	都市整備部都市開発課
13	テレビが変わる（地上デジタル放送）	企画部ケーブルセンター	38	まちづくり定住促進事業	都市整備部都市開発課
14	認可地縁団体のつくり方—自治会・町内会等の法人化—	総務部総務課	39	上水道事業（上水道・簡易水道）	上下水道部上水道課
15	朝来市定員適正化計画のあらまし	総務部職員課	40	下水道事業	上下水道部下水道課
16	普通会計決算統計からみた朝来市の財政状況	総務部財務課	41	議会のしくみ	議会事務局
17	個人住民税のあらまし	総務部税務課	42	これからの学校教育	教育委員会学校教育課
18	国民健康保険税の課税のあらまし	総務部税務課	43	みんなで守ろう「文化財」	教育委員会社会教育課
19	固定資産税の課税の仕組み	総務部税務課	44	モノから学ぶ地元の歴史（みんなで守ろう「文化財」の個別メニューとして）	教育委員会社会教育課埋蔵文化財センター
20	市税の決算及びその動向	総務部税務課	45	就学前幼児の保育・教育	教育委員会幼児対策室
21	広報紙の作り方	総務部秘書広報課	46	消防教室（防火教室）	消防本部予防課
22	朝来市の「国民健康保険」のあらまし	市民生活部市民課	47	消防教室（救急教室） 応急手当の方法／心肺蘇生法とAEDの使用法	消防本部消防課
23	朝来市の「後期高齢者医療制度」のあらまし	市民生活部市民課	48	消防教室（救急教室） 普通救命講習会	消防本部消防課
24	人権尊重のまちづくり	市民生活部人権推進共同企画課	49	朝来市民体操	消防本部消防課
25	「プラスチック及び紙製容器包装」の分別収集	市民生活部生活環境課			

問い合わせ

市まちづくり推進課
☎ 672-6137

【平成19年度 自主文化事業公演のご案内】

《和田山ジュピターホール》

朝来市和田山町玉置877番地1 ☎ 079-672-1000 FAX 079-672-0500

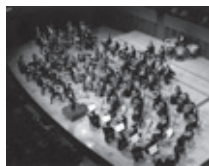
◆メールアドレス : jupiter@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/jupiter

日本指揮界を代表する広上淳一と
関西を代表する名門オケとの協演！

大阪フィルハーモニー
交響楽団演奏会

□公演日 11月25日(日)
□開演 15:00
□料金
大人 S席 4,500円
A席 3,000円
高校生以下 S席 2,000円
A席 1,000円
《全席指定》(当日は各300円増)

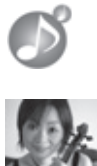
* 前売券好評発売中 *



大阪フィルハーモニー交響楽団



指揮 広上淳一



Vn 中澤きみ子

【演奏曲(予定)】

ベートーヴェン
序曲「コリオラン」ハ短調 作品6-2
メンデルスゾーン
ヴァイオリン協奏曲 ホ短調 作品6-4
ベートーヴェン
交響曲 第7番 イ長調 作品9-2

第16回ジュピターホール戦国祭

予選会

◆公演日 12月9日(日)
◆開演 12:00(11:30開場)
◆料金 無料 《全席自由》

決勝大会

◇公演日 平成20年1月20日(日)
◇開演 13:30(13:00開場)
◇料金 800円(当日割増なし)
◇前売券発売日 《全席指定》
友の会 11月17日(土)
一般 11月22日(木)
◇審査委員長 もず 唱平(作詞家)
◇ゲスト歌手 MAYUMI



(審査委員長)
もず 唱平



(ゲスト歌手)
MAYUMI

今、ブレイク中の馬場っち初来演！

馬場俊英
LIVE TOUR 2007

～青春映画が好きだった～

■公演日 12月14日(金)
■開場 18:00
■開演 18:30
■料金 4,300円
(当日割増なし)

《全席指定》

* 前売券好評発売中 *



“ロードムービーのように情景を描き、青春映画のように心情を紡ぐ”
シンガーソングライター。

《生野メインホール》

朝来市生野町口銀谷594番地6 ☎ 079-679-4500 FAX 079-679-4501

◆メールアドレス : ikuno-main@city.asago.hyogo.jp ◆ホームページ : http://www.city.asago.hyogo.jp/minehall

クリスマス☆ファンタジー
松岡みやび
ハーブコンサート

☆公演日 12月2日(日)
☆開場 13:30
☆開演 14:00
☆料金 大人 1,000円
小中高生 500円(当日は各200円増)

* 前売券好評発売中 * 《全席自由》

ゲスト

あさごハーパーズ



柄本 明さんと劇団東京乾電池による

『ASAGO演劇セミナー2007』

『小さな家と五人の紳士』

◆公演日 12月16日(日)
◆開演 第1部 14:30
第2部 16:00
第3部 17:30
※開演時間は変更になる場合があります。
◆出演 第1部 ASAGO演劇セミナー受講生A班
第2部 劇団東京乾電池座員
第3部 ASAGO演劇セミナー受講生B班
◆料金 大人 2,000円
高校生以下 1,000円(当日は各300円増)
※上記料金で3公演すべて鑑賞していただくことができます。

* 前売券好評発売中 *

《全席自由》

【あらすじ】

舞台中央に大きな段ボールの箱が1個、他は何もない。この場所に次々とやって来る5人の紳士たちと2人の女性が繰り広げる、非日常的な展開の数々…。しかし、そこでつむぎ出される会話に思わぬうなづいてしまう。その一つ一つが常日頃、体験していることと深く結びついているからだ。登場人物たちの会話に耳を傾ければ「ハッ！」と何かを気づくかも…。



心配ごと相談

経験豊富な相談員が、あらゆる生活上の相談に応じます。

■とき・ところ (毎月開催) 13:00 ~ 16:00
生野保健センター 12月5日(水)
市役所南庁舎 11月14日(水)
山東老人福祉センター 11月21日(水)
朝来老人福祉保健センター 11月28日(水)

人権相談

人権問題でお悩みの人、お気軽にご相談ください。

■とき・ところ (毎月開催) 13:30 ~ 15:00
生野保健センター 11月14日(水)
和田山農業研修センター 11月8日(木)
山東老人福祉センター "
朝来老人福祉保健センター "

行政相談

官公庁の仕事についての苦情や意見・要望などをお聞きます。

■とき 11月26日(月) 13:30 ~ 15:00
■ところ 生野保健センター
和田山老人福祉センター
山東老人福祉センター
朝来老人福祉保健センター

総合法律センター南たじま相談所

兵庫県弁護士会の弁護士が法律相談(有料。1回30分、予約制)をお受けします。

■とき 11月22日(木) 13:00 ~ 16:00
■ところ 和田山老人福祉センター
■相談料 5,250円
■予約 ☎ 078 - 351 - 1233

司法書士による登記・相続・多重債務・消費者問題・成年後見等の無料法律相談会

相談は無料。電話での予約制です。

■とき・ところ 13:00 ~ 16:00
浜坂多目的集会所施設小会議室 11月10日(土)
豊岡市民会館4階中会議 11月17日(土)
和田山農業研修センター 206号室 12月1日(土)
■問い合わせ 兵庫県司法書士会但馬支部司法書士法律相談委員会
☎ 079 - 676 - 3368
(予約受付時間:平日9:00 ~ 17:00)

11月の市税

●税目 国民健康保険税 5期

●納期 11月30日(水)

月 日	内 容	場 所
11/16 (金)	離乳食教室 1歳6か月児健診	朝来公民館 和田山保健センター
11/17 (土)	美術館講座生作品展(〜12/9) 枚田岡会館文化祭(〜18日)	あさご芸術の森美術館 枚田岡会館
11/18 (日)	朝来バレーボール大会(秋季) 朝来プレオリンピック水泳大会	朝来体育館 温水プール「エスポワ」
11/19 (月)	ポリオ予防接種	山東老人福祉センター
11/20 (火)	離乳食教室 1歳6か月児・3歳児健診	和田山保健センター 生野保健センター
11/21 (水)	はみがき教室	和田山保健センター
11/22 (木)	農業相談会(予約制) ポリオ予防接種	生野庁舎2階研修室 朝来福祉多目的ホール
11/23 (金)		
11/24 (土)		
11/25 (日)	大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会 生野卓球大会	和田山ジュピターホール 生野体育館
11/26 (月)	ポリオ予防接種	山東老人福祉センター
11/27 (火)	献血及び骨髄バンクドナー登録会 脳元気度チェック (予約制)	和田山農業研修センター 山東老人福祉センター
11/28 (水)		
11/29 (木)	ポリオ予防接種	和田山保健センター 生野保健センター
11/30 (金)	こころのケア相談 (予約制)	朝来公民館
12/ 1 (土)	2008 干支展 (〜24日)	あさご芸術の森美術館
12/ 2 (日)		
12/ 3 (月)		
12/ 4 (火)	8か月児健診 ぼくたち・わたしたちの人権作品展(〜10日)	山東老人福祉センター ジャスコ和田山店
12/ 5 (水)	はみがき教室	和田山保健センター
12/ 6 (木)	1歳6か月児・3歳児健診	朝来福祉多目的ホール
12/ 7 (金)	離乳食教室	和田山保健センター
12/ 8 (土)		
12/ 9 (日)	第16回ジュピターホール歌謡祭予選会 第2回朝来市民バドミントン大会	和田山ジュピターホール 和田山体育センター
12/10 (月)	3か月児健診・BCG接種	山東老人福祉センター
12/12 (火)	歯科相談及び2歳児歯科健診 演劇セミナー (13、14日)	和田山保健センター 生野メインホール
12/12 (水)	健康相談 3か月児・8か月児健診・BCG接種	枚田岡会館 朝来福祉多目的ホール
12/13 (木)	3歳児健診 こころのケア相談 (予約制)	和田山保健センター 生野保健センター
12/14 (金)	1歳6か月児健診	和田山保健センター
12/15 (土)	柄本明と東京乾電池による『小さな家と五人の紳士』	生野メインホール

各種乳幼児健診・予防接種など健康課の母子保健事業は、和田山・山東地区が合同で、生野・朝来地区が合同で実施します。(いずれも該当児には個別通知します)

▼「脳内メーカー」というインターネットのサービスをご存知でしょうか。名前を入力するだけで、脳内の様子を図(文字)で教えてくれるサービスです。試しに自分の名前を入力してみると、「食」の一文で脳の中がいっぱいに。たしかに食欲は人一倍旺盛。しかも季節は「食欲の秋」。おいしいものを食べたいという体の要求に負けて、気づけばつい食べ過ぎてしまうことも。▼地図で朝来市の形を見てみると、なんだか胃袋の形に見えてきて。これも頭の中が「食」で満たされているせいでしょうか。皆さんにはそう見えませんか? ▼そんな朝来市で開催された「食文化まつり」には但馬中からおいしいものが集まり、そのおいしさに目当てに会場にはたくさんの人だかりができていました。▼季節はこれから冬を迎えます。「松葉ガ二」を筆頭に但馬には冬の味覚ももりだくさん。冬といえば鍋の季節ですが、鍋には朝来市特産の岩津ねぎがびったり。と、こんなことを書いていたら「グウ」。なんだかお腹が空いてきました。

編集後記